

平安時代の内匠寮

芳之内 圭

はじめに

特徴をまとめたい。

一 平安時代の内匠寮の職掌

(1) 『延喜式』にみえる職掌

① 調度の製作

『延喜式』には内匠寮の職掌について詳細な記載がある。『延喜式』にみえる内匠寮の製作調度については、先行研究においても言及されているので、ここでは簡単にまとめたい。内匠寮の職掌は、内記局から請われる位記料の製作、木工寮が製作した大射などの的の塗画なども含まれるものの、供御物(調度品)、親王や伊勢・賀茂初齋院・野宮の装束など、天皇や天皇の近親者が日常や儀式において使用するための調度の製作を中心に行うことであった。製作調度を主となる材料別に分類すると、御飯筥・酒壺・杓・酒台・蓋・水銃・盤などの銀製品や御鏡・印などの銅製品といった金属製品、柳筥・屏風や御帳の骨などの木製品、膳櫃・手湯戸・台盤などの漆加工品、革筥・御腰帯などの革製品というように様々な種類のものを製作していた。

内匠寮は、朝廷の調度製作官司として神龜五年に設置された令外官である。⁽¹⁾ 先行研究では、主に成立の事情や大同の改革に至るまでの変遷について論じられ、内匠寮は、儀礼の整備に伴い、朝廷で必要とされる調度を恒常的に供給するために設置され、大同の官制改革において最も機能が充実したと考えられている。⁽²⁾ しかし、大同期以降、内匠寮がどのような変遷を辿ったのかについてはあまり明らかではない。大同の官制改革後、内匠寮には、九世紀半ばから後半にかけて、内裏出先機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所の下に再編制されるという大きな変化が起こっている。⁽³⁾ この変化がどのようなものであったか具体的に考察することは、従来から議論されてきた蔵人所を中心とした新しい体制の成立が既存の律令官司にどのような影響を与えたかという問題を明らかにするための手がかりの一つとなると思われる。本稿では、大同の改革後、律令制が大きく変質した時期である九一〇世紀を中心に、内匠寮がどのように変遷したのか検討したい。はじめに内匠寮の職掌について、次に内匠寮の官人についてそれぞれ

表1 『延喜式』にみえる内匠寮の参加行事

	儀 式	職 掌	出 典
1	元日	高御座の装束	内蔵寮・内匠寮
		旗・幢の設営	兵庫寮・内匠寮
		白銅大火炉の設営	内匠寮
		軟障・御障子の設営	掃部寮
2	正月齋会	高座の設営	図書寮・内匠寮
3	正月一七日大射	的の塗装	木工寮
4	五月五日節	斗帳・軟障台の設営	内匠寮
		騎射の的の塗装	内匠寮・木工寮
5	五月六日	毬子	内匠寮
6	進瓜刀	瓜刀	内匠寮
7	鎮魂祭	鴉尾琴四面	神祇斎宮寮
8	追儼	面の修理	大舍人寮
9	大寒	土牛童子像	陰陽寮・内匠寮
10	諸節	軟障台の設営	内匠寮
		蓋代を張る	内匠寮
		舞台障泥板	内匠寮
11	即位	旗・幢の設営	兵庫寮
12	伊勢・賀茂初齋院・野宮	装束	内匠寮
13	斎終行事	装束司雑工	内匠寮

② 調度の設営

儀式の際の調度の設営も内匠寮の重要な職掌の一つであった。例えば、延喜内匠寮式に、「凡毎年元正、前一日官人率木工長上雑工等、装飾大極殿高御座蓋作八角、角別上立小鳳像、下懸以玉幡、每面鳳像九隻、鏡廿五面、幔台十二基、立高御座東西各四間、又整立南庭白銅大火炉二口、備火袋、中階以南相去十丈、東西之間相去六丈、又建鳥像、宝幢等之処差向工人、其蕃客朝参之時亦同、元日高御座飾物収内蔵寮、当時出用、

幔台及火炉収寮」とあるように、元日の前一日に内匠寮官人が雑工

等を率いて大極殿の高御座を装飾し、工一人を南庭に向かわせて白銅大火炉や宝幢などを立てた(表1-1)。正月齋会には長上が雑工を率いて図書寮から高座を運び出して大極殿に設置すること、五月五日節に武徳殿に斗帳や軟障台を設営することなども規定されており、内匠寮は様々な儀式の際に調度の設営を行ったことが知られる(表1-2・4・10・11)。

このように『延喜式』にみえる内匠寮の職掌は、主に天皇やその近親者のための様々な調度の製作・設営を行うことであった。

(2) その他の史料にみえる職掌

『延喜式』の記載は必ずしも編纂・施行された一〇世紀半ばの実情に即したのではないことが指摘されている⁽⁵⁾。それは内匠寮の記載にも見受けられる。例えば同内匠寮式や同掃部寮式には元日に豊楽殿で行われる節会のための設営を内匠寮が行うと規定されているが、豊楽殿での元日節会は弘仁年間に三例行われただけで天長元年からは一貫して紫宸殿で行われており、この条文が九世紀初めの実情に即し、一〇世紀の実状とは合わないものであったことがわかる⁽⁶⁾。このように『延喜式』の内匠寮の記載はどの時期の状況を反映したものであるのか判断し難い。そこで『延喜式』以外の史料にみえる平安時代の内匠寮の職掌を考察した。表2は『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』にみえる内匠寮の活動を、表3は国史や貴族の日記などにみえる内匠寮の活動の実例をまとめたものである。これらを参考に、主に一〇世紀以降の内匠寮の職掌をみていきたい。

表2 儀式書にみえる内匠寮の職掌

	儀式等	職 掌
1	小朝拝	幢を立てる (北)
2	元日宴会	南殿御障子の設営 (江)
3	正月七日節会装束	南殿の障子の設営 (江)
4	御齋会内論義	「立母屋北御障子」(江)
5	内宴 ^{<1>}	「立軟障台」(西・北)
		「召柳筥五合」(西)
6	二孟旬儀	「立御障子」(江)
7	供菖蒲	「盛球子廿九個柳筥、置机上」(西)
8	内匠寮進瓜刀廿柄	「進瓜刀廿柄」(西)
9	九月十一日奉幣	「立布部」(西)
10	新嘗祭	南殿御障子の設営 (江)
11	御仏名	「放御障子、油坏具」(西)
12	試五節	「燈台油抄」(西)
13	八省行幸	内侍司印を作る (西) ^{<2>}
14	即位	幢・旗をたてる (北)
15	御元服儀	「作設御調度」(北) ^{<3>}
		机・七を作る (西)
16	大嘗祭	黄楊木印をつくる (北)
17	天皇崩	「構承塵骨」(西)
		棺を作る (西)
18	固関	柳筥を進める (北・江)
19	皇后養産	「作御湯具」(西)
20	皇太子元服	「張承塵」(西・北) ^{<4>}
		柳筥一合を進める (北) ^{<5>}
		「立殿母屋北辺障子等」(江)
21	齋宮入野宮・群行	入野宮「内匠主典(中略)為装束司」(西)
22	修理鑑櫃事	「修造御鑑韓櫃等鎖破損」(北)
23	叙位の装束	赤木・黄楊・厚朴等の軸 (西・江)
24	帯	「為御帯飾」(西) ^{<6>}
25	袍	帳・大床子・屏風等の設営 (西) ^{<7>}

※西…『西宮記』、北…『北山抄』、江…『江家次第』、<1>「所承和例」の引用、<2>『村上天皇御記』の引用、<3>「清涼抄」の引用、<4>『北山抄』は「私記云」<5>「応和記」の引用、<6>「内匠式」の引用、<7>天曆八年正月四日の皇太后穩子の崩御の記事

① 調度の製作

製作した調度の種類を検討したところ、『延喜式』とは異なる特徴が認められた。それは製作調度の種類が『延喜式』の記載に比べ、印や柳筥などの木材加工品にかなり限定されることである。

印の铸造は『延喜式』にもみえる内匠寮の職掌であり、例えば同内匠寮式には「内印一面料、熟銅大一斤・白錫大三両・膺大三両・調布二尺・炭三斗・和炭二斗、長功七人取膺様工二人、磨三人、中功八人小半、短功九人大半」とみえるように、銅製であった。しかし、『儀式』巻第

二には大嘗祭において内匠寮が木製の悠紀主基両所の印を製作したことがみえるので、銅製以外に木製の印も製作したことがわかる。印の製作は、八世紀からの内匠寮の職掌の一つであった。⁸⁾『西宮記』『北山抄』にも内匠寮が印を製作する記載がみえる(表2-13・16)。実例では、天徳二年等に中宮の御印を、長保四年に藤原行成の家印を、寛弘八年に大嘗会の木印を製作したことが知られる(表3-9・12・18・22・25)。

柳筥製作も『延喜式』にみえる職掌で、同内匠寮式には、「年料柳

表3 内匠寮の職掌の実例

年代	西暦	職 掌	儀 式 等	出 典
1 元慶 1. 閏 2. 23	877	美作備前の銅を採掘し朝廷に進める	—	『日本三代実録』
2 仁和 3. 11. 4	887	白木御帳を立てる	—	『日本紀略』
3 延喜18. 10. 17	918	鎰・韓櫃等の鎖を修理する	—	『北山抄』
4 延長 1. 7. 24	923	御湯具を作る	皇后養産	『西宮記』
5 延長 5. 6. 3	927	内匠允を造橋使と為す	—	『扶桑略記』
6 天慶 7. 5. 6	944	打毬の球子 20 丸を作る	五月節	『九條殿記』
7 天曆 8. 1. 22、29	954	帳・大床子・屏風等の設営	太后（穩子）御葬事	『村上天皇御記』
8 天曆 8. 12. 19	954	内匠少属天皇宸筆経に供奉する	—	『村上天皇御記』
9 天徳 2. 12. 4	958	中宮の御印を冶鑄する	—	『日本紀略』
10 天徳 4. 11. 1	960	赤漆小韓櫃を造る	八省行幸	『村上天皇御記』
11 応和 3	963	太子直廬装束、承塵を張る	皇太子元服	『西宮記』
12 康保 4. 10. 11	967	中宮職御印を鑄進する	—	『日本紀略』
13 天禄 3. 4. 8	972	柳筥を供奉する	御灌仏	『親信卿記』
14 天禄 3. 8. 11	972	御菓子を供奉する	釈天内論議	『親信卿記』
15 天禄 3. 11. 10	972	柳筥 2 合を供奉する	天皇著錫紵	『親信卿記』
16 天延 2. 8. 15	974	南殿障子を供奉する	季御読経	『親信卿記』
17 天延 2. 11. 1	974	—	朔旦冬至	『親信卿記』
18 天元 5. 3. 23	982	中宮識印を鑄す	中宮職事始	『小右記』
19 正暦 4. 11. 1	993	表絨・案 ※天曆 9 年の一説	朔旦冬至	『小右記』
20 長保 1. 7. 13	999	灯炉	御燈	『権記』
21 長保 3. 5. 9	1001	今宮神社の御輿	御霊会	『日本紀略』
22 長保 4. 10. 3	1002	藤原行成の家印を鑄る	—	『権記』
23 寛弘 2. 7. 18	1005	絹笠岳に神祠を造作する	御霊会	『日本紀略』
24 寛弘 5. 9. 11	1008	御湯殿の雑具を作る	敦成親王御湯殿の儀	『御産部類記』
25 寛弘 8. 9. 7	1011	木印を雕む	大嘗会	『小右記』
26 長和 2. 3. 26	1013	堂・僧房の装束	仁王会	『小右記』
27 寛仁 1. 9. 23	1017	標勅使を奉仕する	藤道長等石清水八幡宮詣	『左経記』
28 寛仁 1. 12. 4	1017	南殿の簾臺を打つ	藤道長任太政大臣儀	『左経記』
29 寛仁 3. 9. 5	1019	雑工・術工伊勢へ下向する	伊勢神宮遷宮	『左経記』
30 万寿 3. 11. 28	1026	南殿御障子等を立てる	陸奥交易御馬御覧	『左経記』
31 万寿 3. 12. 10	1026	御槽具・床子・机等を作る	章子内親王御湯殿の儀	『左経記』

筥 一百六十八合一尺六寸以下、料、柳 一百三連山城國、織管料生糸 一十二斤、巾料調布一丈、浸柳料商布一段、長功三百卅六人、中功三百九十二人、短功四百卅八人」とみえ、柳を生糸で編んで作った。柳筥は日常品を納めたり、儀式にも用いられた調度である。⁽⁹⁾ 儀式書では内宴や五月五日節会などの儀式において、実例では天禄三年の御灌仏などで、内匠寮が柳筥を準備したことが確認できる（表 2—5・7・18・20、表 3—13・15）。

また内匠寮は親王・内親王の誕生後の御湯殿の儀の雑具も用意している（表 2—19、表 3—4・24・31）。延長元年七月に誕生した寛明親王（朱雀天皇）の御湯殿の儀については、『西宮記』卷一「皇后養産に「内匠寮作御湯具」とみえ、寛弘五年九月に誕生した敦成親王（後一条天皇）の御湯殿の儀については『御産部類記』に「御湯殿雑具内匠寮作之」とみえる。『左経記』万寿三年二月一〇日条には、章子内親王の御湯殿の儀において内匠寮が供奉した雑具の詳細な記載がある。

宮庁召「内匠寮」兼儀、以「已剋」令作

御槽具御湯槽一口、加し台、床子一脚、御迎湯床子一脚、置物御机

一脚有白、脚別居、各八口、洗胞衣槽一口、床子有下（下略）

これによると、内匠寮は、御槽・床子・机などの木製品を奉仕していたことがわかる。¹⁰これらは、通常の調度ではなく白木や白い布で覆った儀式用のものであった。¹¹

その他に内匠寮が製作した物には、天皇元服の儀に用いられる白木の案・八足机や柳の箸・七（『西宮記』卷一一裏書）（表2-15）、天皇崩御の際の棺の製作（同卷一二天皇崩）（表2-17）、殿上で用いる文刺（『侍中群要』卷一〇）等、木製品の記載がいくつかみられる。

これらは柳の木を細く削って編んで作る柳篋や白木の案や机、また柳の箸・七というようにどちらかといえばあまり製作に手間のかからない調度といえるだろう。

このように一〇世紀以降に内匠寮が製作した調度には銅製・木製の印や、柳篋などの木製品が目立つ。一方、それ以外の『延喜式』にみえていた多彩な調度品、特に銀製品の製作の記載が一〇世紀以降はほとんどみられなくなる。つまり、一〇世紀以降、内匠寮が実際に製作していた調度の種類は、『延喜式』の記載に比べて少なく片寄りがみられるのである。

以上のことから内匠寮の職掌は『延喜式』段階と比べて一〇世紀には縮小していたと考えられる。後世の史料ではあるが、『山槐記』元暦元年八月二二日条には「近代内匠寮皆爲銅細工、彫木事不得其骨」とあり、『職原鈔』上内匠寮には「掌工匠事、但近代木工修理專知其事、頗似無其実」と記載されているように、内匠寮はある時期から機能が縮小したことが知られる。『山槐記』によると、一

二世紀の後半には、木製品の製作さえも衰退し、主要な製作調度は銅製品のみとなったのだろう。このような傾向はすでに一〇世紀にははじまっていたのである。九世紀中葉以降、律令官司の曹司群は徐々に姿を消していき、大内裏が荒廃していったことが指摘されているが、それは内匠寮にも当てはまる。『西宮記』卷八所々に内匠寮の別所である漆室が「今荒廢」とみえるのは、大内裏の荒廢化に加え、内匠寮自体の調度製作機能が縮小した結果だろう。

では、内匠寮の調度製作機能が縮小したのはどのような要因によるのだろうか。注目されるのは、九世紀半ばに内匠寮から独立した作物所と、九世紀後半以降に独立した画所の成立である。作物所は内匠寮から継承した銀製品等の調度の製作と、その他に作り物などの装飾性の高い調度を製作し、一〇世紀以降も活発な活動を続けている。¹²画所は内匠寮の作画機能が分かれたものであり、内匠寮の主要な作画機能を吸収したと考えられる。¹³作物所や画所は内裏に設置され、蔵人の別当が置かれるなど、蔵人所の影響下に再編されたことで、内匠寮には対応できないような内裏の依頼者の意向を反映させた調度を製作することができたと推測される。そして九・一〇世紀の交の蔵人所の機能拡充に伴い、機構が充実するとその職掌は拡大し、内匠寮の職掌の内、特に内裏で必要とされた調度品の製作の大部分を奪ったと考えられる。

しかし、内匠寮は作物所・画所にすべての調度製作の職掌を奪われた訳ではない。主な作画機能は画所に吸収されたものの、先述したように柳篋・印や木製品などの製作は一〇世紀以降も作物所ではなく基本的に内匠寮が引き続き行っている。内匠寮は規模が縮小したとはい

え、作物所・画所とは異なった、従来からの独自の職掌をもって存続していたのである。この結果、朝廷の調度製作は、内匠寮は印や加工し易い木製品の製作、作物所は装飾性の高い調度や内匠寮から吸収した銀製品等の製作、画所は作画というように大まかな役割分担がなされたと考えられる。

② 調度の設営

『延喜式』にみられる内匠寮の調度の設営は、一〇世紀以降の他の史料にも記載がみえる。例えば、五月六日の打毬の儀について、同内匠寮式には、「凡五月六日毬子廿九盛楊、預造備、騎射畢即当武徳殿南階西辺、允已上一人率一番上一人持候随殿上喚進之」とあり、允以上が番上を率いて毬子を持って待機し、殿上の召しにより是を進めるといったものだった(表1—5)。これは『九条殿曆』天慶七年五月六日条にも「内匠寮作毬子廿九、盛楊、置机上、立於殿異之南庭、左近権少将藤原朝臣敦敏取毬子、置大臣座前」とみえ、『西宮記』卷三供苜蒲にも同様な記述がみられる(表2—7、表3—6)。『延喜式』にみえる元日や即位の儀式の旗や幔の設営については(表1—1—11)、『北山抄』卷三朝拜や同卷五即位にも内匠寮が旗をたてる記載がみえる(表2—1—14)。

先述したように、『延喜式』の内匠寮の調度の設営の記載は、朝堂院や豊楽院・武徳殿など、内裏外の儀式に関したものであった(表1—1—2—4—11)。一〇世紀以降の史料には、『延喜式』にみえない儀式においても、内匠寮が朝堂院などの装束に関わったことが確認される。例えば『西宮記』卷五 十一日奉幣には内匠寮が八省院の装束を行うことが記されている(表2—9)。このように、朝堂院などで

行われた儀式での調度の設営はおそらく八世紀段階からの内匠寮の職掌であっただろう。しかし、平安時代に入り、儀式が内裏へ移行するに随い、元日朝賀などの朝堂院・豊楽院等で行われた国家的な行事が縮小していくと、内匠寮がそれらの儀式で供奉した調度の設営の役割も減少したと推測される。

また、『延喜式』以外の史料には、内匠寮が内裏内で作業した記載が多くみられる。例えば、『西宮記』卷二内宴には「仰内匠寮綾綺殿母屋立軟障台事」とみえ、平安時代に入って新しく成立した内宴の儀式にも供奉している(表2—5)。同卷二一の裏書にみえる応和三年の皇太子憲平親王(冷泉天皇)の元服の記事には、「所司坊官、装束太子直廬、内匠寮張承塵、坊官掃部寮等、懸御簾鋪々設」とみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られる(表3—11)。『江家次第』卷三御齋会御物忌儀にも内匠寮が南殿母屋北に障子を立てるという記載がみえ、その他に元日宴会・七日節会・二孟旬儀・新嘗祭・御仏名などで内匠寮が南殿や清涼殿の御障子を設営するというような記載がいくつかみえる(表2—2—3—4—6・10・11・20)。

以上のように一〇世紀以降、内匠寮は内裏での調度の設営も行っていた。おそらく内裏の調度設営は、作物所・画所設置以前は、内匠寮が主として行っていたのだろう。それが、作物所・画所が内裏で活躍するようになると、内匠寮の内裏での調度の設営の役割も調度製作と同様に縮小したと推測される。

③ 藏人所・太政官との関係—儀式への召仰—

九世紀半ばには、藏人所が諸司を召仰せて内裏の儀礼等に供奉させ

るようになったことが知られる⁽¹⁷⁾。内匠寮も蔵人所の召仰せにより、儀式に供奉したことが確認される。それは特に内匠寮の官人が内裏で作業を行う場合に多くみられる。例えば、『政事要略』卷二八年中行事一二月上御仏名所引蔵人式には、以下のような記載がある。

蔵人式云、一二月一九日、御仏名(中略)、当日早朝召_レ供奉諸司所々、仰_レ可_レ調_レ供雜物_二之由_一色目見_レ也、所例也、(中略)、蔵人令_三所雜色等先撤_二昼御座并帳台御置_一、又運_三納御厨子御調度等於仁寿殿_一、内匠寮放_三母屋御障子四間_一南第一三四五間、但第_二四間不_レ放、依懸_レ仏也、及東廂御障子移_二置仁寿殿西廂_一、(下略)

右は、一二月に内裏において行われる御仏名についての記載であり、当日早朝に蔵人所の指示によって、内匠寮が仁寿殿に御障子を設置するとみえる。また、『西宮記』卷六御仏名にも、行事蔵人の指示によって内匠寮が御障子を設置すること、油杯具を準備することがみえる。その他、蔵人の指示により内匠寮が内裏での調度の設営を行ったことが確認できる記事は、『江家次第』卷六二孟旬儀に紫宸殿の御障子を立てること、『西宮記』卷六試五節に常寧殿の灯台に油をさすこと、『北山抄』卷四御元服儀に紫宸殿に調度を作設すること、『親信卿記』天延二年八月一五日条の季御読経において、南殿障子を召仰せられたことなどがある(表2—6・11・12・15、表3—16)。

このような蔵人からの召仰せは調度の設営だけでなく調度の製作にも行われていた。例えば、『北山抄』卷第四固閑、『親信卿記』天禄三年四月八日の御灌仏、同一月一〇日の天皇著錫紵などでは、蔵人の召仰せによって内匠寮は柳篁を進めている(表2—18、表3—13・15)。このような召仰は『西宮記』卷二内宴所引「蔵人所承和例」に

もみられることから、九世紀半ばには内匠寮は蔵人所の召仰を受けていたことがわかる⁽¹⁸⁾。

以上のように、内匠寮は蔵人の召仰により内裏の調度設営・製作を行っていたが、それだけでなく、装束司のような太政官によって運営される組織の指示によっても内裏の儀式に供奉していた。例えば、『西宮記』卷八入野宮に、内匠主典が装束司に任命された例が確認できる(表2—21)。装束司は、八世紀から宮中以外の装束を行なってきた組織である⁽¹⁹⁾。内匠寮は蔵人の召仰を受けるようになってからも太政官が運営する組織を通じて儀式に供奉していたのである。

二 平安時代の内匠寮の官人

内匠寮の設置以降、大同期までの官人編成の変遷については、すでに中西康裕・仁藤敦史両氏が言及されているので、ここでは簡単に再確認しておきたい⁽²⁰⁾。

内匠寮が設置されたときの勅には次のような記載がある。

勅

内匠寮 頭一人、助一人、大允一人、少允二人、大属一人、少属二人、史生八人、直丁二人、驅使丁廿人、

右、令外増置、以補_二闕少_一、其使部以上、考選祿料、一同_二木工寮_一、宣付_二所司_一、以為_二恒例_一、寮即入_二中務省管内之員_一、

神龜五年七月廿一日

〔類聚三代格〕卷四神龜五年二二日勅

内匠寮には頭一人、助一人、大允一人・少允二人、大属一人、少属

二人の四等官と、史生八人、直丁二人・駆使丁二〇人が定められていた。その他には、調度製作を行う雑工が所属しており、大同三年に漆部司・画工司を合併した後の雑工数は、長上工二〇人と番上工一〇〇人であった。⁽²¹⁾ 大同四年三月一四日には史生二員が減らされ、貞観五年六月二八日には寮掌が一員、同七年九月五日には二員が置かれていた。⁽²²⁾

延喜中務省式時服条には、時服を与えられる内匠寮官人一百三四人の官人の内訳は、頭一人、助一人、大允一人、少允二人、大属一人、少属二人、史生六人、才長上二〇人、番上工一〇〇人となっている。また、同式部省式には史生が権官も含めて七人、使部が一〇人所属していたとみえ、同内匠寮式には典薬の医師一人と六衛府の舍人二人が内匠寮に派遣されていたことが記載されている。

時代が下った『拾芥抄』によれば、内匠寮の四等官は「頭・助・正・允・少・属・権」となっており、その官位相当は頭が従五位上、助が正六位下、允が正七位下、少允が従七位上、属が従八位上、少属が従八位下、そして内匠長上は従八位上、内匠雑工は大初位下と定められている。⁽²³⁾ 神龜五年の内匠寮設置の勅に木工寮に准ずるとあるように、内匠寮の官制は、令制の大寮に準じて規定されていたことが確認できる。

次に内匠寮の四等官について具体的にそれぞれの特徴をみていく。

(1) 内匠頭

先行研究で指摘されているように、内匠寮の設置後、内匠頭には四位の諸王が多く任命されたが、八世紀末頃からは、五位官人が任命さ

れるようになった。⁽²⁴⁾ 表4は、平安時代に任命された内匠頭をまとめたものである。⁽²⁵⁾ 一一世紀半ばまでの間に内匠頭として確認されるのは多治比真浄から延久元年の「兼行」までの三二人である。

諸王の任官は仁寿二年に任命された並山王(表4-15)以降みられなくなる。任官された氏族は藤原氏が若干多いが、特定の氏族の世襲の傾向はみられない。任官時の位階については、在原行平の従四位下での任官など、例外も二例みられるものの(表4-3・18)、多くは五位での任官になっている。

内匠頭に任命された人物の官歴をみると、藏人・春宮坊・中宮職などの天皇やその近親者達の家政機関の官人に任ぜられた人物が複数みられた。内匠頭とそれらの家政機関の職員とを近い時期に歴任していたと確認できる例をあげると、直世王は弘仁元年に内匠頭に任命され、同七年から同一二年まで嵯峨天皇の藏人頭に任ぜられている(表4-6)。在原行平は貞観二年に内匠頭に任じられ、同一四年から一五年まで清和天皇の藏人頭となっている(表4-18)。源等は寛平九年から延喜四年まで醍醐天皇の六位藏人を勤めており、同一六年に内匠頭であったことが確認されている(表4-24)。また、「輔義」は昌子内親王の皇太后宮大進の時に内匠頭を兼ね(表4-26)、藤原惟通は定子の中宮少進・皇后宮大進の後すぐに、内匠頭に任ぜられ、また一条天皇の藏人所雑色にも補せられている(表4-28)。藤原経国は内匠頭在任時に敦良親王の春宮坊の陣頭に命ぜられている(表4-30)。

内匠頭の具体的な職掌についての史料は少ないが、延喜中務省式には、

表4 内匠頭

氏名	在任時期 ⁽¹⁾	西暦	位階	出典	主な官歴 ⁽²⁾
1 多治比真淨	延暦15. 12. 4(任)	796	従五位下	『日本後紀』	肥後守・(内匠頭)・讃岐介
2 川村王	延暦16. 2. 15	797	従四位下	『日本後紀』	少納言・阿波守・右大舍人頭・備後守・(内匠頭)・丹波守
	延暦18. 1. 29	799	従四位上		
3 大庭王	延暦23. 2. 18(任)	804	従四位下	『日本後紀』	侍従・左大舍人頭・讃岐守・中務大輔・(内匠頭)・上野守・大舍人頭・刑部卿
4 藤原道雄	延暦25. 5. 24	806	従五位上	『公卿補任』	内舍人・大学大允・兵部大輔・武蔵守・阿波守・大学頭・兵部少輔・河内守・散位頭・宮内大輔・刑部大輔・上総守・(内匠頭)・但馬守・右中弁・美作守・治部大輔・能登守・左中弁・典藥頭・紀伊守・大舍人頭・右大弁・藏人頭
5 平群真常	大同 3. 5. 21	808	従五位上	『日本後紀』	大内記・大掾・近江権介・(内匠頭)・尾張守
6 直世王	弘仁 1. 1. 24(任)	810	従五位下	『公卿補任』	(内匠頭)・相模守・中務大輔・藏人頭・左大弁・左京大夫・近江守・越前守・中納言・彈正伊・中務卿
	弘仁 1. 9. 16	810	従五位下	『日本後紀』	
7 石川河主	弘仁 2. 7. 23(任)	811	正五位下	『日本後紀』	木工頭・造宮亮・播磨介・(内匠頭)・武蔵頭
8 藤原是雄	弘仁10. 10. 27	819	従五位下	『伝述一心戒文』上	—
9 和氣真綱	天長 4. 6. 9(任)	827	従五位上	『公卿補任』	治部少丞・中務少丞・播磨少掾・大掾・藏人・春宮少進・大進・刑部少輔・右少弁・左少将・左少弁・右少将・内蔵頭・民部大輔・中務大輔・越前守・修理大夫・河内守・右中弁・(内匠頭)・撰津守・宮内大輔・刑部大輔・伊予権守・木工頭・内蔵頭・参議・左近衛権中将・右大弁・美作守
10 楠野王	天長10. 4. 7	833	正五位下	『続日本後紀』	(内匠頭)・中務大輔・散位頭・縫殿頭・左兵庫頭・駿河守
	承和 4. 3. 22	837	正五位下		
11 文屋氏雄	承和 5. 11. 20(任)	838	従五位下	『続日本後紀』	(内匠頭)・駿河守
	承和 7. 11. 16	840	従五位下		
12 菅野高年	承和14. 2. 11(任)	847	従五位下	『続日本後紀』	造酒正・図書頭・(内匠頭)・因幡介
13 橘数岑	嘉祥 2. 2. 27(任)	849	従五位下	『続日本後紀』	(内匠頭)・尾張守・木工助
14 橘時枝	嘉祥 3. 11. 29(任)	850	従五位下	『日本文徳天皇実録』	右衛門少尉・甲斐守・左衛門権佐・(内匠頭)・土佐守
15 並山王	仁寿 2. 2. 15(任)	852	従五位上	『日本文徳天皇実録』	斎宮頭・内膳正・中務大輔・(内匠頭)・少納言・紀伊守
16 淡海貞主	天安 1. 2. 16(任)	857	従五位下	『日本文徳天皇実録』	(内匠頭)
17 小野千株	貞観 2. 1. 16(任)	860	従五位上	『日本三代実録』	尾張介・備中守・出羽守・備中守・彈正少弼・土佐守・右近衛少将・次侍従・伊予守・備前守・(内匠頭)・播磨守
	貞観 2. 6. 5(停)	860	従五位上		
18 在原行平	貞観 2. 6. 5(任)	860	従四位下	『日本三代実録』	藏人・侍従・左兵衛佐・右近衛少将・伊予介・備中権介・備中介・因幡守・兵部大輔・中務大輔・左馬頭・播磨守・(内匠頭)・左京大夫信濃守・大蔵大輔・備前権守・左兵衛督・参議・檢非違使別当・藏人頭・大宰権帥・治部卿・備中守・近江守・中納言・民部卿・陸奥出羽按察使
	貞観 2. 8. 26(停)	860	従四位下		

19	在原善淵	貞観 2. 8. 26(任)	860	正五位下	『日本三代実録』	大舍人頭・中務大輔・治部大輔・紀伊守・大和守・(内匠頭)・大藏大輔・(内匠頭)・次侍従・(内匠頭)・紀伊守・山城守・神祇伯・河内権守・近江権守・大和権守・山城権守・大和守
		貞観 4. 2. 14(停)	862	正五位下		
20	藤原利基	貞観 4. 2. 14(任)	862	従五位下	『日本三代実録』	左衛門大尉・(内匠頭)・備前権介・次侍従・左衛門佐・右近衛少将・左馬頭・相模守・右近衛中将
		貞観 5. 2. 10(停)	863	従五位下		
21	在原善淵	貞観 5. 2. 10(任)	863	正五位下	『日本三代実録』	19 と 同 上
		貞観 6. 1. 7	864	従四位下		
		貞観 6. 1. 16(停)	864	従四位下		
22	藤原宗枝	貞観 6. 1. 16(任)	864	従五位下	『日本三代実録』	左衛門大尉・(内匠頭)・伊勢介・右衛門佐・次侍従
		貞観 6. 3. 8(停)	864	従五位下		
23	藤原維範	貞観 6. 3. 8(任)	864	従五位下	『日本三代実録』	式部大丞・(内匠頭)・安芸権介・次侍従・阿波権介・備後権介・備後介・左衛門権佐・美濃権介
		貞観 8. 2. 13	866	従五位下		
		貞観 9. 2. 29	867	従五位下		
		貞観10. 1. 16	868	従五位下		
24	源等	延喜16	916	従五位上	『公卿補任』	六位蔵人・近江権少掾・主殿助(宇多院御給)・大蔵少輔・三河守・丹波守・(内匠頭)・次侍従・美濃権守(受領)・大蔵大輔・備前権守・左中弁・主殿頭・大宰大式・彈正大弼・山城守・勘解由長官・右大弁・参議・讃岐守
25	算	寛和 1. 9. 14	985	—	『小右記』	(内匠頭)・木工権頭
26	輔義	寛和 1. 9. 14(任)	985	—	『小右記』	皇太后宮大進・(内匠頭)
27	源致道	長徳 4. 12. 8	998	—	『権記』	(内匠頭)
28	藤原惟通	長保 5. 4. 11	1003	—	『権記』	小舎人・中宮少進・皇后宮権大進・(内匠頭)・雑色・安芸国司
		寛弘 1. 8. 15	1004	—	『御堂関白記』	
29	藤原理邦(国)	寛弘 4. 4. 17	1007	—	『御堂関白記』	(内匠頭)・右衛門佐代
		長和 4. 10. 3	1015	—	『小右記』	
30	藤原経国	寛仁 1. 9. 23	1017	—	『左経記』	(内匠頭)・春宮陣頭
		寛仁 1. 9. 9	1017	従五位上	『立坊部類記』	
31	(橘カ) 兼懐	万寿 3. 12. 10	1026	—	『左経記』	(内匠頭)・伊勢守・斎宮頭
		長元 8. 5. 17	1035	—		
32	源兼行	康平 2. 11	1059	—	『平定家記』	大和守・少内記・伊勢守・(内匠頭)
		康平 3. 7. 8	1060	—		
		康平 4. 10. 25	1061	—		
		康平 5. 1. 10	1062	—		
		治暦 4. 10. 30	1068	—	『後二条師通記』	
		延久 1	1069	—	『江家次第』	
		延久 4. 4. 3	1072	—	『扶桑略記』	
		延久 4. 11	1072	—	『平安遺文』 1089	
承暦 1. 11. 3	1077	—	『平安遺文』 補 276			

※『尊卑分脈』等、正確な年代がわからないものは省いた。

<1> 内匠頭であったと確認できる年月日。

<2> 六国史、『公卿補任』、坂本太郎・平野邦雄編『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、1990年)、古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』(角川書店、1994年)、槇野廣造編『平安人名辞典—長保二年—』(高科書店、1993年)、同『平安人名辞典—康平三年—』上(和泉書院、2007年)等を参照した。

凡_レ改_二鑄諸司諸国印者、随_二太政官符到_一即下_二符内匠寮_一、寮録_二用度_一申_レ省、其字様者、官仰_二式部令_一書博士就_レ省書之、即少納言輔及寮助以上共檢校令_二鑄造_一、少納言輔不_レ在者、寮頭監鑄、訖即造_二奏文_一、少納言執進_二内侍_一、

とみえ、印を作るときは、内匠頭もしくは内匠助が少納言・中務輔と共に檢校して鑄造し、少納言と中務輔が不在のときは内匠頭が監鑄するとみえる。また、『左経記』万寿三年二月一〇日条には、中宮威子の内親王出産時に、中宮職が内匠頭橋兼懷を召し、内匠寮に御槽具等を作らせたとみえ(表4—31)、『平定家記』康平三年七月八日条には、内匠頭源兼行が、書杖造進を命じられ、料物を給わったことがみえる(表4—32)。

(2) 内匠助

内匠助に補された人物をまとめたものが表5である。大中臣魚取から橋俊経まで一二人が確認できる。上述したように、内匠助の官位相当は六位であるが、八世紀から天安二年の橋良枝(表5—5)までは従五位下での任官である。藤原氏と橋氏からの任官が多いものの、特定の氏族による世襲は見受けられない。

内匠助に任命された人物の官歴をみると、頭と同じく、藏人所や皇太后・院・春宮の家政機関に勤めていた者が目立つ。例えば、藤原貞守は、天長二年二月から少なくとも同五年まで内匠助を務めていたことが確認できるが、同四年から同五年に淳和天皇の藏人に任ぜられ、また同三年から少なくとも同五年まで橘嘉智子の皇太后大進も兼ねている(表5—4)。橘修道は寛弘八年、内匠助のときに三条天皇の藏

人所雑色に補せられている(表5—9)。源季範は長和元年に内匠権助であり、その後、同二年二月に三条天皇の藏人所雑色に補せられ、同四年から同五年まで六位藏人を務めている(表5—10)。また藤原成季は同五年一月、内匠助のときに三条院の藏人に任命されている(表5—11)。橋俊経は寛仁元年九月に内匠助で春宮(敦良親王、後の後朱雀天皇)侍者とみえ、また万寿四年四月にも内匠助で東宮藏人を兼ねている(表5—12)。俊経は後朱雀天皇の近くに仕えていた人物であり、また皇后禎子内親王の乳母子でもあった。当時の王権の家政について詳しい人物であったと推測される。

内匠助の具体的な役割についても史料が少ない。上述した延喜中務省式にみえる印作成時に少納言・中務輔と共に鑄造を檢校したことの他には、橘修道が三条天皇の一代一度の仁王会で僧房装束を命じられたことが知られるのみである(表5—9)。内匠助在任時ではないが、長和元年に源朝臣季範が伊勢神宮の遷宮所の奏によって内匠権助に任命されている(『大間成文抄』第七所々奏)。季範は長保二年九月一日に行われた遷宮のために設置された遷宮所において調度品の準備に関わり、その経験を買われて内匠権助に任命されたのだろう(表5—10)。

(3) 内匠允

内匠允をまとめたのが表6である。興世書主から平公親まで一二人が確認できる。官位相当は七位であるが、実際には六位で任命された者が一名、内匠允在任時に六位だった者が二名みられる。内匠允についても、官歴など不明な点が多いものの、天皇や東宮・中宮などと近

表5 内匠助

	氏名	在任時期 ⁽¹⁾	西暦	位階	出典	主な官歴 ⁽²⁾
1	大中臣魚取	延暦23. 2. 18	804	従五位下	『日本後紀』	(内匠助)・大和介・民部少輔
2	安倍益成	大同 3. 6. 25	808	従五位下	『日本後紀』	(内匠助)・常陸介・雅楽頭
3	文屋末嗣	弘仁 4. 1. 25(任)	813	従五位下	『日本後紀』	(内匠助)
4	藤原貞守	天長 2. 2(任)	825	—	『公卿補任』 『日本三代実録』	大学少大允・(内匠助)・皇太后大進・藏人・右少弁・式部少輔・讚岐介・春宮亮・豊前守・信濃介・越後権守・備中守・式部少輔・備前守・右中弁・藏人頭・左中弁・右大弁・参議・下野守・式部大輔
		天長 4	827	正六位上	『藏人補任』	
		天長 5	828	正六位上	『藏人補任』	
5	橘良枝	天安 2. 1. 23(任)	858	従五位下	『日本文徳天皇実録』	(内匠助)
6	藤原忠直	元慶 3. 1. 7	879	正六位上	『日本三代実録』	(内匠助)
7	布勢園公	元慶 6. 1. 7	882	正六位上	『日本三代実録』	(内匠助)・造酒正・筑前守
8	藤原加年世	昌泰 4(任)	901	正六位上	『大間成文抄』	皇太后宮大進・(内匠助)
9	橘修道	寛弘 8. 8. 11	1011	—	『小右記』	(内匠助)・藏人所雑色
		長和 2. 3. 26	1013	—	『小右記』	
10	源季範	長和 1	1012	正六位上	『大間成文抄』	(内匠権助)・藏人所雑色・右衛門尉・藏人・式部丞・三条院判官代・相模介
11	藤原成季	長和 5. 1. 29	1016	—	『小右記』	(内匠助)・三条院藏人・大内記
12	橘俊経	寛仁 1. 9. 9	1017	正六位上	『立坊部類記』	(内匠助)・春宮侍者・東宮藏人
		万寿 4. 4. 4	1027	—	『小右記』	
		万寿 4. 4. 28(停)	1027	—	『小右記』	

※表4※参照。

〈1〉内匠助であったと確認できる年月日。

〈2〉表4〈2〉参照。

しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年一月己卯条の卒伝に「書主為人恭謹、容止可觀、昔者 嵯峨上天皇在藩之時、殊憐其進退」とみえ、嵯峨天皇との親交があったことがうかがえ、その後、尾張少目・縫殿少允・内匠少允などに任官されている(表6―1)。承和八年に内匠允に任官された良岑清風は、貞観七から同八年に清和天皇の藏人頭に任ぜられている(表6―2)。長徳四年に内匠允であった菅原永頼は永祚元年に宣旨により藏人所に候している(表6―11)。「北山抄」巻第三拾遺雜少上除目事にみえる藤原有声は延喜三年一月に「仁和寺去年京官御給(宇多上皇)で内匠大允に、平忠明は延喜一九年に「東宮御給(保明親王)で、藤原当相は天曆三年五月に「中宮当年御給(太皇太后藤原穩子)でそれぞれ内匠少允に任命されており、上皇・東宮・中宮といった天皇の近親者の年給による任官がみられる(表6―5・7・10)。

内匠允の職掌については、『日本文徳天皇実録』元慶元年閏二月二三日条に「美作国進銅大十両、備前国二斤九両、先是、従七位上伴宿祢吉備磨言、美作国真嶋郡加夫良和利山、大庭郡比智奈井山、備前国津高郡佐佐山有銅、故吉備磨掘採、進其様銅、勅遣内匠大允正六位上布勢朝臣安岑、与国宰臨地檢校掘採、令安岑還向進所採之銅」とあり、内匠大允布勢朝臣安岑を美作国備前国に派遣して銅を採らせて持ち帰らせたことがみえる(表6―4)。内匠寮の職掌には印などの銅の製造も含まれているため、銅を扱う内匠寮の官人が派遣されることになったのだろう(第一章参照)。延長五年六月には破壊した山崎橋の修理の為に、内匠允伴

表6 内匠允

	氏名	在任時期 ⁽¹⁾	西暦	位階	出典	主な官歴 ⁽²⁾
1	興世書主	弘仁 1. 1(任)	810	—	『日本文徳天皇実録』	尾張少目・縫殿少允・(内匠少允) ・左兵衛権大尉・左衛門権大尉・ 検非違使・大歌所別当・織部正・ 右近衛将監・左京亮・信濃守・木 工頭・治部大輔
2	良岑清風	承和 8(任)	841	正六位上	『日本三代実録』	内舍人・下野掾・(内匠少允)・伊 勢大掾・加賀介・左馬介・左近衛 少将・越中権介・美濃介・播磨権 介・美作守・近江権守・(蔵人頭 カ)
3	賀祐祖継	貞観 9. 1. 8	867	正六位上	『日本三代実録』	(内匠大允)
4	布勢安岑	元慶 1. 閏 2. 23	877	正六位上	『日本三代実録』	(内匠大允)
5	藤原有声	延喜 3. 1	903	—	『北山抄』	(内匠大允)
6	藤原岳宗	延喜15	915	—	『西宮記』	内舍人・(内匠允)
7	平忠明	延喜19. 1	919	—	『北山抄』	(内匠少允)
8	伴彦真	延長 5. 6. 4	927	—	『扶桑略記裏書』	(内匠允)・美濃守・播磨守・近江 守
9	平立身	天慶元. 10. 17	938	—	『本朝世紀』	(内匠少允)
10	藤原当相	天曆 3. 5. 2	949	—	『北山抄』	(内匠少允)
11	菅原永頼	長徳 4. 12. 26	998	—	『北山抄裏文書』	蔵人所に候す・(内匠少允)
		長和 2. 3. 26	1013	—	『小右記』	
12	平公親	治安 1	1021	—	『左経記』『小記目録』	(内匠允)

※表4※参照。

〈1〉内匠助であったと確認できる年月日。

〈2〉表4〈2〉参照。

彦真が造橋使に任命されている(『扶桑略記』(表6—8)。また上
述した内匠助橘修道が僧房装束を命じられた三条天皇の一代一度の
仁王会には、内匠少允菅原永頼も堂の装束に奉仕することを命じら
れている。延喜内匠寮式には五月六日に武徳殿において内匠允以上
が番上を率いて毬子を進めるとみえ、儀式時の内匠允の役割を知る
ことができる。

(4) 内匠属

内匠属をまとめたものが表7である。民国成から上野清近まで九
人が確認できる。官位相当は従八位であるが、七位での任命される
者が二名確認され、七位や六位で在任しているものがみられる。造
宮所奏で内匠権大属に任命された大秦忠安(表7—4)、伊勢大神
宮正殿金物の功により内匠大属に任命された紀為季(表7—7)な
どがあり、伊勢神宮の遷宮の調度製作に携わった者が任官されてい
る(『大間成文抄』)。『西宮記』巻八に、入野宮の際には、「内匠主
典」が装束司に任命されたとみえ、内匠属が伊勢神宮関係の調度に
携わったことが知られる。また、天曆八年には内匠少属文部滋茂
が、村上天皇宸筆経の装潢等に奉仕して禄をうけた者の一人とし
て、画師の飛鳥部常則等と共に、その名が挙げられている(表7—
2)。『権記』長保四年一〇月三日条には、「早朝、淑光朝臣持来成
字印文、即差茂方遣内匠属服時方許、家印未_レ鑄、九条殿例、
任宰相_レ給之後、有_二此事_一」とあり、藤原行成が参議に任命された
時に、家印の鑄造の為、大江淑光が持ってきた印の文字を内匠属服
時方のところに送ったことが知られる(表7—3)。『大間成文抄』

表7 内匠属

	氏名	在任時期 ⁽¹⁾	西暦	位階	出典	主な官歴 ⁽²⁾
1	民国成	齊衡 3. 11. 1	856	正七位下	『日本文徳天皇実録』	(内匠少属)
2	丈部滋茂	天曆 8. 12. 19	954	—	『村上天皇御記』	(内匠少属)
3	服時方	長保 4. 10. 3	1002	—	『権記』	(内匠属)
4	大秦忠安	寛弘元・秋	1004	従七位上	『大間成文抄』	(内匠権大属)
5	孝任	万寿 2. 10. 30	1025	—	『小右記』	(内匠属)
6	服延任	長久 4(任)	1043	従七位上	『大間成文抄』	(内匠少属)
7	紀為季	康平 2(任)	1059	従七位上	『大間成文抄』	(内匠大属)
8	坂上守忠	寛治 6. 1. 23	1092	正六位上	『大間成文抄』	(内匠属)・作物所預
9	上野清近	嘉保 3. 1. 27	1096	正六位上	『大間成文抄』	作物所預・(内匠属)

※表4※参照。

〈1〉内匠助であったと確認できる年月日。

〈2〉表4〈2〉参照。

第四所々奏の寛治六年と嘉保三年の作物所奏の署名には作物所預として「内匠属坂上宿祢守忠」と「内匠属上野清近」とがみえる(表7—8・9)。作物所預は主に作物所の調度製作にあたり、現場統括および事務責任者という役割を果たしていた⁽⁴²⁾。上野清近は作物所預としての活動が『中右記』に度々みられる⁽⁴³⁾。作物所預のような働きを内匠属としても期待されたのだろう。

以上、内匠寮の四等官に任命された官人を検討した。それぞれの職掌の特徴は実例からは明確に区別できないが、九世紀以後も内匠寮の四等官はそれぞれ調度製作に関与していたことが確認でき

た⁽⁴⁴⁾。

頭・助・允には天皇・東宮・皇后などの家政機関の官職を経たり、親交があるものが目立った。蔵人と内廷諸司との関係については、玉井力氏による研究がある。それによると、承和頃から蔵人が内蔵寮官人を兼帯し始め、一〇世紀前半から中葉にかけては内蔵寮のみならず木工寮・修理職・主殿寮などの内廷諸司官人も恒常的に兼帯するようになり、蔵人所が太政官を経ずに内廷諸司を直接組織しはじめたとい⁽⁴⁵⁾う。内匠寮の場合、内匠寮官人と蔵人との同時期の兼帯を確実に確認できるのは、淳和天皇の蔵人であった藤原貞守一名のみである(表5—4)。玉井氏があげられた木工寮・修理職・主殿寮などの内廷諸司に比べると、官人の兼帯関係からは、蔵人所の内匠寮に対する直接的な支配はなかったと考えられる。内匠寮からは九世紀末までにその内裏出先機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所の下に再編成されたことを考慮すれば、あえて蔵人が内匠寮への支配を強化する必要はなかったのだろう⁽⁴⁷⁾。内裏で必要とされる調度は別当の蔵人を通じて作物所・画所へ直接依頼されるようになり、内裏から内匠寮へ調度の供奉を命じる頻度は以前よりも少なくなったと推測される。木工寮・修理職・主殿寮は、一〇世紀始めにいたっても内裏の出先機関として内候所が維持されており⁽⁴⁸⁾、これらの内廷諸司と内匠寮とは事情が異なるといえる。しかし、先述したように内匠寮は、頻度は低くなつたとはいえ、一〇世紀も内裏への供奉を行っており、その任務を円滑に行うために、蔵人の兼帯でないにしても、蔵人に任命されるような内裏に詳しい人物が任官されたのだろう。

内匠寮官人に中宮・東宮などの天皇の近親者の家政機関に詳しい人

物が任命されたのは、八世紀からみられる傾向であり、それらの人々が使用する調度の製作を行うという内匠寮の職務を円滑に遂行するためであったと考えられる。⁽⁴⁹⁾『延喜式』の記載から内匠寮が天皇の供御物や東宮や齋宮に係属した調度を製作していたことが確認でき、一〇世紀以降も、中宮・皇太后・皇太子・齋宮の調度の供奉を行っていたことが知られる(表2—19・20・21、表3—4・7・9・11・12・18・24・29・31)。九世紀以降、律令官人制が変質し、下級官人が諸司・院宮王臣家へ分属していくと指摘されているが、⁽⁵⁰⁾内匠寮官人の場合は、それだけでなく、このような職掌の便宜性によった面も大きいと推測される。

なお、一〇世紀頃から、令制官司には長官—年預制が導入され始め、四等官制が崩壊したと指摘されるが、⁽⁵¹⁾管見の限りでは、この頃までに内匠寮に年預が設置されたかどうか確認できなかった。別当については、『兵範記』嘉応元年八月二十七日条によると一二世紀までには内匠寮にも右大臣の別当が置かれたことが判明する。「内匠寮、右大臣、如_レ旧」とみえるので、以前から設置されていたと推測されるが、具体的にいつ頃から設置されたかは不明である。⁽⁵²⁾

おわりに

本稿で検討した九・一〇世紀を中心とした内匠寮の特徴は以下の二点である。

一、内匠寮は、少なくとも一〇世紀には、『延喜式』段階に比べて製作調度に片寄りがみられ、機能が縮小していたと考えられる。その原

因には、九世紀に内匠寮から独立し、蔵人所のもとに再編された作物所・画所の成立が考えられる。その結果、内匠寮は従来から行っていた印や簡単な木製品を、作物所は細かな作業を伴う調度や銀製品を、画所は作画を供奉するといった調度製作の役割分担がされるようになった。調度の設営についても、内匠寮が八世紀以来供奉してきた朝堂院などでの国家的な行事が衰退し、また内裏においても作物所・画所に職掌を奪われ、機能は縮小したと推測される。儀式への供奉は、九世紀半ば以降、蔵人所の召仰によるものが多くみられるが、それだけでなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していた。

二、内匠寮の四等官の職掌に関する史料は少ないものの、それぞれ九世紀以降も調度製作に関与していたことが確認できる。これらの官人達は、奈良時代に引き続き、天皇や天皇の近親者の家政機関に詳しい人物が任命された。それはこれらの人々の調度の製作を行うという内匠寮の職務を円滑に遂行するためであったと考えられる。しかし、蔵人所との関係においては、内蔵寮などの他の内廷諸司とは異なり、蔵人が内匠寮官人を兼帯した例はほとんどみられない。それは内裏の最先機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所の下に再編されたことで、内裏の主要な調度調達機能が作物所・画所へ移行し、内裏における内匠寮の重要度が低下したためと考えられる。

奈良時代から朝廷の調度製作を担ってきた内匠寮は、大同の官制改革において機能が整備・充実され、嵯峨朝の儀式の整備などに⁽⁵³⁾伴い、九世紀初め、その役割は朝廷にとって重要とされていたと考えられる。⁽⁵⁴⁾しかし、九世紀後半に調庸制の衰退によって律令財源が縮小する

と、その役割を縮小せざる得なくなつたと思われ⁽⁵⁶⁾。それに加え、九世紀中葉から一〇世紀中葉にかけて内裏を中心とした政務・儀礼の再編が行われ、太政官が行事所・別当制などの新しい統属機能・諸官司統合を編成し、蔵人所が天皇の家政機関として所々や内廷諸司を直接召仰すようになる⁽⁵⁷⁾。内匠寮の活動も新しい体制に対応したものに變化していった。九世紀中葉から末にかけて、内裏の出先機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所のもとに天皇の家政機関として再編されると、内匠寮の内裏における調度を供奉する役割は縮小する。朝廷の儀礼の内裏への移行に伴い、内匠寮が従来から供奉してきた朝堂院などで行われた伝統的な儀礼が衰退したことも、機能縮小の要因となつたと考えられる。しかし、機能が縮小したものの、内匠寮は独自の職掌を持ち、作物所・画所と朝廷の調度調達機能を分担しつつ、蔵人所や太政官組織による召仰を受け、一〇世紀以降も朝廷の調度調達を続けた。平安時代の内匠寮は、多くの律令官司が衰退していく中、機能を縮小しつつも、朝廷にとっては必要不可欠な官司として存続したのである。

本稿では機構の変遷については基礎的な考察に留まり、十分な検討はできなかつたが、機能の面から内匠寮の画期を設定するとすれば、蔵人所が諸司を直接召仰しはじめ、作物所が独立した承和期と、画所が独立し、所々が整備拡充した九・一〇世紀の交がそれに当たると考えられる。平安時代における内匠寮の変遷を具体的に捉えることで、新しい国家機構が、既存の官司にどのように影響を与え、どう変容させたかという一例を明らかにできたとと思われる。今後も平安時代に存続した内廷官司の個々の具体的な事例の検討を行っていくことが、平

安時代の律令官司全体の変遷を解明するにあたって必要である。

注

- (1) 『類聚三代格』卷四神龜五年二日勅。
- (2) 内匠寮の主な先行研究には中西康裕「内匠寮考」(『ヒストリア』九八、一九八三年)、仁藤敦史「内匠寮の成立とその性格」(同『古代王権と官僚制』、臨川書店、二〇〇〇年、初出は一九八五年、以下a論文とする)、芳之内圭「奈良時代の内匠寮」(『古代史の研究』一二、二〇〇五年、以下a論文とする)等がある。また、近年、上原真人「寺院造営と生産」(鈴木博之他編、シリーズ都市・建築・歴史一「記念的建造物の成立」東京大学出版会、二〇〇六年)が発表され、内匠寮と飛鳥池遺跡の工房とは類似性がみられるという指摘がなされている。
- (3) 芳之内圭「平安時代の画所について―その基礎的研究―」(『日本歴史』六五九、二〇〇三年、b論文とする)、同「平安時代の作物所―機構を中心に―」(『続日本紀研究』三四八、二〇〇四年、c論文とする)。
- (4) 中西氏前掲論文、芳之内圭「平安時代の宮中作物所の職掌」(『ヒストリア』一九九、二〇〇六年、d論文とする)。
- (5) 宮城栄昌「延喜式の研究」論述編(大衆館書店、一九五七年)。
- (6) 神谷正昌「紫宸殿と節会」(『古代文化』四三―二二、一九九一年)。「儀式」巻六元日御豊楽院儀にも内匠寮の調度設営の記事がみえる。
- (7) 印については、小林行雄「古代の技術」(塙書房、一九六二年)を参照した。
- (8) 仁藤敦史「公印鑄造官司の変遷について 鍛冶司・典鑄司・内匠寮」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七九、一九九九年、以下b論文とする)。
- (9) 鈴木敬三編『有職故実辞典』「やないばこ」(吉川弘文館、一九九六年)、奈良国立博物館第五十五回『正倉院展目録』(二〇〇三年)参照。

- (10) 『九曆』天曆四年五月二四日条には、憲平親王誕生時について「修理大進源超率^三工部^二、令^レ持^二材木^一、令^レ作^二御湯殿雜具^一」家為^三職別当^二、仍所^三召仰^一也とみえ、修理職が御湯殿雜具（「御湯槽」・「床子」・「二階」・「瓮台」）を供奉している。割書に、源超は「職別当」であったので召仰したとの記載があり、例外的なことであったと推測される。
- (11) 『御産部類記』寛弘五年九月一日条造御湯殿雜具事など。平間充子「平安時代の出産儀礼に関する一考察」（『お茶の水史学』三四、一九九一年）に詳しい。
- (12) 文刺は「文杖」・「書杖」などとも表記され、黒漆や白木のものであったという（『有職故実大辞典』「ふづえ」）。
- (13) 吉川真司「朝堂と曹司」（『都城における行政機構の成立と展開』奈良国立文化財研究所、一九九七年）。
- (14) 芳之内前掲d論文。
- (15) 芳之内前掲b論文。
- (16) 山中裕「平安朝の年中行事」（塙書房、一九七二年）、橋本義則「平安宮草創期の豊楽院」（同『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八四年）、神谷氏前掲論文。
- (17) 玉井力「成立期藏人所の性格について―補任者の検討を中心として―」（『九・十世紀の藏人所に関する一考察―内廷経済の中核としての側面を中心に―』（同『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九七三年、一九七五年）、古尾谷知浩「藏人所承和例」に関する覚書―九世紀前半の藏人所の財政機能―」（『史学論叢』一一、一九九三年）。
- (18) 古尾谷氏前掲論文参照。
- (19) 吉江崇「平安時代の儀礼運営と装束使」（『ヒストリア』一九二、二〇〇四年）。
- (20) 中西氏前掲論文、仁藤氏前掲a論文参照。
- (21) 『類聚三代格』卷四大同三年正月二〇日付太政官符、同年一〇月二一日付太政官符。その内訳は同四年八月二八日付太政官符の記載より知ることが出来る。
- (22) 『日本後紀』・『日本三代実録』同日条、『類聚国史』卷一〇七職官一内匠寮。
- (23) 『類聚三代格』卷四大同三年一〇月二一日付太政官符に長上工は従八位に准じ、番上工は白丁から任命されたことがみえる。『職原抄』に頭は従五位上、助・允は六位とみえる。
- (24) 中西氏前掲論文、仁藤氏前掲a論文、芳之内前掲a論文参照。
- (25) 藤原朝臣は雄までは芳之内前掲a論文の表2と重複する。
- (26) 『公卿補任』、『続日本後紀』弘仁元年九月一六日条。
- (27) 『日本三代実録』同二年六月五日条等。藏人については『藏人補任』を参照した。
- (28) 『小右記』寛和元年九月一四日条。
- (29) 『権記』長保二年二月一日条、同三年二月四日条、同五年四月一日条、寛弘六年正月一〇日条等。
- (30) 『立坊部類記』寛仁元年九月九日条。
- (31) 芳之内a論文表3参照。
- (32) 『公卿補任』・『藏人補任』・『日本三代実録』貞観元年五月一日条。
- (33) 『小右記』寛弘八年八月一日条。
- (34) 『大間成文抄』卷七所々奏、『御堂関白記』長和二年二月二日条、『藏人補任』。
- (35) 『小右記』同年一月二九日条。
- (36) 『立坊部類記』寛仁元年九月九日条、『小右記』万寿四年四月四日条。
- (37) 『小右記』万寿四年四月四日条。
- (38) 『小右記』長和二年三月二六日条。
- (39) 『権記』同年九月五日条等。
- (40) 『日本三代実録』貞観五年四月一五日条卒伝、『藏人補任』。
- (41) 『村上天皇御記』同年二月一九日条。芳之内前掲b論文。
- (42) 芳之内前掲c論文。
- (43) 同嘉保二年七月一日条、承德元年二月三日条、同三月四日条等。
- (44) 四等官ではないが、西新井大師総持寺の藏王権現鏡像の背面に、「長保三年^辛四月十日^辛家内匠寮史生壬生□□…」と銘が刻まれている。調

- 度製作と関連したものではないが、一一世紀初めの内匠寮史生の様子^子がうかがえる貴重な史料である（京都国立博物館編『金峯山埋経一千年記念特別展覧会藤原道長極めた栄華・願った浄土』、京都国立博物館、二〇〇七年）。
- (45) 玉井氏前掲論文。
- (46) 内匠助橋修道（表5―9）は藏人所の雑色であるため、省く。
- (47) 芳之内前掲b・c・d論文。
- (48) 『西宮記』卷八所々事。
- (49) 芳之内前掲a論文。
- (50) 吉川真司「院宮王臣家」（日本の時代史5、吉川真司編『平安京』吉川弘文館、二〇〇二年）、中原俊章『中世公家と地下官人』（吉川弘文館、一九八七年）等を参照した。
- (51) 中原氏前掲書、今正秀「平安中・後期から鎌倉期における官司運営の特質―内匠寮を中心に―」（『史学雑誌』九九―一、一九九〇年）等を参照した。
- (52) 官司別当については中原氏前掲論文、今正秀「王朝国家における別当制と政務運営―官司別当を中心に―」（『史学研究』一九九、一九九三年）、玉井力「10―11世紀の日本」（岩波講座『日本通史』六、岩波書店、一九九五年）等を参照。
- (53) 山中氏前掲書参照。
- (54) 中西氏前掲論文・仁藤氏前掲a論文・芳之内前掲a論文。
- (55) 吉川真司「平安京」（注（50）前掲書所収）。
- (56) 内匠寮は他官司と同様に元慶年間には官田が設置されるなどの対応が採られている（『類聚三代格』卷一五元慶五年一月二五日付太政官符、同六年四月一日付太政官符）。
- (57) 今正秀「王朝国家中央機構の構造と特質―太政官と藏人所―」（『ヒストリア』一四五、一九九四年）等を参照した。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）